

米国におけるデジタル・ミレニアム著作権法 その他最近の著作権法改正について

山本 隆司

I. はじめに

(1) 情報社会のインフラとして著作権法

著作権による著作物の保護は、技術の発達によって著作物の利用形態が多様化するのに対応して著作物に与えられる権利の形態も多様化してきた。そもそも著作権は、印刷技術の登場によって印刷複製に対して複製権が与えられるという形で登場し、その後著作物の上演、演奏、放送、口述、展示、上映、貸与という利用形態の登場に応じて、上演権、演奏権、放送権、口述権、展示権、上映権、貸与権が登場した。

コンピュータの登場によって、著作物の利用形態に革命を生じた。著作物をデジタル化してコンピュータ上で利用することに発展し、さらには著作物をネットワーク上で流通させる利用形態が発展しつつある。著作物の利用形態の革命に対応して、著作物の保護も発展しなければ、デジタル化・ネットワーク化による産業革命は成功しない。

(2) コンピュータの登場

コンピュータの登場によって、最初はコンピュータを動かすプログラムとデータベースに対する著作権法による保護が問題となった。米国においては、フランクリン判決（Apple Computer, Inc. v. Franklin Computer Corp., 714 F.2d 1240 (3d Cir. 1983)）以来の判例法によってプログラムとデータベースに対する著作権法による保護が確立された。

(3) デジタル化

コンピュータの普及により、様々な著作物がデジタル化されコンピュータで利用されるようになった。その結果、デジタル化された著作物がRAMに蓄積することが複製に当たるのかという問題を生じた。米国においては、Vault Corp. v. Quaid Software, Ltd., 847 F.2d 255 (5th Cir. 1988)およびMAI Systems Corp. v. Peak Computer, 991 F.2d 511 (9th Cir. 1993)をリーディングケースとする一連の判決によって、判例法上、RAMに蓄積することが複製に当たると認めている。

また、様々な種類の著作物がデジタル化され1つの電子媒体に収録されるマルチメディアが登場すると、様々な著作物の間に権利に差を設けていることの不合理性が顕在化し、その統一が問題となった。米国においては、元々著作物に対して同じ5種類の権利が与えられているので、録音物に対してだけ公の実演権を与えていないという唯一の例外の改正だけが問題となった。この問題に対しては、放送局の既得権との妥協の結果、1995年に、デジタル演奏権法（Digital Performance Right in Sound Recordings Act of 1995）を制定して解決した。

さらに、マルチメディア商品の流通において、著作物を保護するためにコピー・コントロールを施すことが普及したが、これを解除する機器の販売等を行う業者が登場し、コピー・コントロールを法的に保護する必要を生じた。米国においては、コピー・コントロール技術の特許権によって保護する試み（たとえば、Atari Games Corp. v. Nintendo America Inc., 975 F.2d 832 (Fed. Cir. 1992)) が行われたが、コピー・コントロール自体を法的に保護することは、デジタル・ミレニアム著作権法の制定によって初めて実現された。

(4) ネットワーク化

インターネットの爆発的普及に伴って、著作物がネットワーク上で流通する市場が成立し急速に拡大しつつある。ネットワーク上での著作物流通の発展を阻害することのないよう、著作権によって必要な保護を与えるというインフラの整備が必要である。

第1に、送信権の保護が必要である。米国においては、判例上、頒布権に媒体の移転を伴わない送信も含まれるとの解釈を採る裁判例もあるが、一般的には、同時送信及び異時送信はともに公衆実演権によって、既に保護されていると考えられている（例えば、On Command Video Corporation v. Columbia Pictures, 777 F.Supp. 787, 790 (N.D.Cal. 1991) 参照）。前述のとおり、録音物にのみ公衆実演権を与えていなかったが、1995年デジタル実演権法を制定して、デジタル送信については、録音物に公衆実演権を与えた。

第2に必要なのは、アクセス・コントロールの法的保護である。ユーザーまでのネットワーク上での流通には、その過程においてコピーを必然的に伴う。したがって、コピー・コントロールを施した著作物はネットワーク上で流通しえない。ネットワーク上での著作物の流通には、対価回収手段として、アクセス・コントロールが必要不可欠となる。したがって、また、アクセス・コントロールに対する法的保護が必要不可欠となる。米国は、アクセス・コントロールに対する法的保護を定めるデジタル・ミレニアム著作権法を制定して、世界に先駆けてこれを初めて実現した。

第3に、著作権管理情報の保護が必要である。ユーザーがネットワーク上流通する著作物を適法に利用するには、ユーザーが、著作権の有無、著作権の使用許諾を受けるべき相手、使用許諾の条件およびその前提としての著作物の特定に必要な情報などにアクセスできることが必要である。したがって、かかる著作権管理情報は、その除去・改変から保護される必要がある。米国は、デジタル・ミレニアム著作権法を制定して、著作権管理情報の保護を規定した。

(5) 米国における最近の立法動向

以上のように、米国は、昨年10月、デジタル・ミレニアム著作権法を制定して、デジタル化・ネットワーク化する情報社会に向けたインフラ整備に素早く対応した。以下においては、デジタル・ミレニアム著作権法の内容とともに、同じく昨年10月に制定されたソニー・ボノ著作権保護期間延長法の内容を紹介する。

II. デジタル・ミレニアム著作権法の内容

1. 技術的手段の保護

(1) 規定条文

1998年10月28日に制定されたデジタル・ミレニアム著作権法(103条)は、現行の1976年著作権法に、「第12章 著作権保護および管理システム」を新設し、そこに第1201条「著作権保護システムの回避」を設けて技術的手段の法的保護を規定する。

1201条による技術的手段の保護および1202条による著作権管理情報の保護は、直接的には、1996年12月に締結されたWIPO著作権条約およびWIPO実演・レコード条約の批准を目指した立法措置であるが、条約上の義務にはなっていないアクセス・コントロールの保護を規定するなど、21世紀に向けたネットワーク社会のインフラ整備を目的にした立法である。

(2) アクセス・コントロールの保護

第1201条は、アクセス・コントロールを回避する装置等の製造、輸入、公衆提供その他の取引((a)(2))とともに、回避行為自体((a)(1))をも禁止する。

保護の対象となるアクセス・コントロールを、「当該技術的手段がその動作の通常過程において著作物へのアクセスを行うには、著作権者の許諾を得て情報を入力または手続もしくは処理を行うことを必要とする場合」と定義している。また、技術的手段の「回避」を、「著作権者の許諾なく、スクランブルがかかっている著作物のスクランブルを解除し、暗号化された著作物の暗号を解除し、またはその他技術的手段を回避し、迂回し、除去し、無効にもししくは損壊すること」と定義している((a)(3))。

回避装置等については、(i)主としてアクセス・コントロールの回避を目的として設計または製造される、(ii)アクセス・コントロールの回避以外に商業的目的または用法を持たない、または(iii)アクセス・コントロールの回避に使用されることを知って販売される「技術、製品、サービス、装置、部品またはそれらの一部分」の、製造、輸入、公衆提供、供給その他の取引が禁止される((a)(2))。

この改正法は制定(1998年10月28日)と同時に発効する。ただし、回避行為自体の禁止は、制定後2年間猶予される((a)(1))。しかも、著作権者の利益と使用者の不利益を比較考量して、アクセス・コントロールの回避行為禁止によって特定の「著作物」について、不利益を受けるまたは受ける可能性がある特定の「使用者」であると、連邦議会図書館長が決定した場合には、かかる回避行為自体に対しては禁止は適用されない。

(3) コピー・コントロールの保護

第1201条は、コピー・コントロールなど「著作権者の権利を効果的に保護する」技術的手段を回避する装置等の製造、輸入、公衆提供、供給その他の取引((b)(1))を禁止する。しかし、かかる技術的手段を回避する行為自体は、禁止の対象とはされていない。これは、か

かる回避行為自体は著作権の侵害でカバーされるからである。

保護の対象となる「著作権者の権利を効果的に保護する」技術的手段は、「当該技術的手段がその動作の通常の過程において、本編に基づく著作権者の権利の行使を妨害し、限定しまたはその他制限する場合」における技術的手段であると定義されている。また、技術的手段の「回避」は、「著作権者の許諾なく、スクランブルがかかっている著作物のスクランブルを解除し、暗号化された著作物の暗号を解除し、またはその他技術的手段を回避し、迂回し、除去し、無効にしもしくは損壊すること」と定義されている ((b)(2))。

回避装置等については、(i)主として「著作権者の権利を効果的に保護する」技術的手段の回避を目的として設計または製造される、(ii)「著作権者の権利を効果的に保護する」技術的手段の回避以外に商業的目的または用法を持たない、または(iii)「著作権者の権利を効果的に保護する」技術的手段の回避に使用されることを知って販売される「技術、製品、サービス、装置、部品またはそれらの一部分」の、製造、輸入、公衆提供、供給その他の取引が禁止される ((b)(1))。

(4) 免責行為

■ フェア・ユースその他の権利制限

技術的手段を保護する規定によって、1976年著作権法に定めるフェア・ユースその他の権利制限規定の適用が排除されまたはその他影響されることはない ((c))。したがって、フェア・ユースその他の権利制限規定に該当する場合には、技術的手段の回避は違法性が認められない。

■ 非営利の図書館・文書資料館・教育機関

一定の場合、非営利の図書館・文書資料館・教育機関は、商業的利用に供されている著作物のコピーを入手するか否かを決定するために、他に合理的方法がないときは、アクセス・コントロールを回避して当該著作物へアクセスすることが許される ((d))。

■ 政府の情報収集行為

合衆国政府または州政府が適法な捜査その他の情報収集のためには、技術的手段の保護に違反することが許される ((e))。

■ リバース・エンジニアリング

一定の場合、自己のプログラムとの互換性を達成するために、他人のプログラムに施された技術的手段を開発・回避することが許される ((f))。

■ 暗号化研究

一定の場合、暗号化研究のために、著作物に施された技術的手段を回避することが許される ((g))。

■ 未成年者の保護

一定の場合、技術的手段の回避装置等が未成年者によるアクセス防止をのみを目的とするときは、裁判所は、その違法性の判断に当たって、その必要性を考慮することが許される ((h))。

■ 個人識別情報の保護

技術的手段が著作物にアクセスする個人の識別情報を収集・流布する機能を有するときは、一定の場合、かかる機能を除去するために、かかる技術的手段を回避することが許される (i)。

■ セキュリティ検査

一定の場合、コンピュータ、コンピュータ・システムまたはコンピュータ・ネットワークにおけるセキュリティ上の欠点・弱点を検査するために、技術的手段を回避することが許される (j)。

■ 放送局による一時的固定物の作成

放送局が著作物の一時的固定物を作成することが許されている場合において、技術的手段によってこれができずかつ権利者が任意・適時にその回避に必要な手段を提供しないときは、放送局は技術的手段を回避することが許される (新 112 条(a)(2))。

(5) 特定のアナログ装置等の使用禁止

■ 自動制御コピー・コントロール技術に適合しない一定のアナログ・ビデオ・カセットレコーダーは、この改正法の制定 (1998 年 10 月 28 日) の 18 ヶ月以降、製造および販売等の取引が禁止される (1201 条(k)(1)(A))。

■ 自動制御コピー・コントロール技術またはフォーライン・カラーストライプ・コピー・コントロール技術についてこの改正法の制定後において改造された一定のアナログ・ビデオ・カセットレコーダーは、この改正法の制定日 (1998 年 10 月 28 日) 以降、製造および販売等の取引が禁止される (k)(1)(B))。

■ 家庭内での複製を制限するために自動制御コピー・コントロール技術またはフォーライン・カラーストライプ・コピー・コントロール技術を使用することは、有料放送や映画ビデオカセットなど一定の場合を除き、禁止される (k)(1)(C))。

(6) 制裁措置

デジタル・ミレニアム著作権法は、現行の 1976 年著作権法に第 1203 条および第 1204 条を新設して、技術的手段の保護に関する 1201 条違反に対する制裁を規定する。

1201 条違反に対する民事的救済としては、損害賠償請求権 (裁判費用請求権、弁護士費用請求権を含む) および侵害差止請求権 (侵害関連物の廃棄請求権を含む) が認められる。損害賠償請求は、現実損害の賠償またはこれに代えて法定賠償 (違反行為の実施毎に 200 ドル以上 2,5000 ドル以下) の請求が許される。違反者が過去 3 年以内に技術的手段の保護 (1201 条) 違反または著作権管理情報の保護 (1202 条) 違反があったことを証明した場合には、裁判所の裁量により、賠償額を 3 倍まで増額することができる。

1201 条違反に対する刑事的制裁としては、初犯に 500,000 ドル以下の罰金もしくは 5 年以下の禁固またはその併科、累犯には 1,000,000 ドル以下の罰金もしくは 10 年以下の禁固またはその併科に処される。

2. 著作権管理情報の保護

(1) 規定条文

デジタル・ミレニアム著作権法（103条）は、現行の1976年著作権法に、「第12章著作権保護および管理システム」を新設し、そこに第1202条「著作権管理情報の同一性」を設けて著作権管理情報の法的保護を規定する。

(2) 保護される著作権管理情報の範囲

著作物の複製物または著作物の実演・展示に関して伝達される情報であって、次のものが「著作権管理情報」として保護される（(c)）。ただし、ユーザーに関する個人識別情報は、明示的に排除されている。

- ① 題名その他著作物を特定する情報。著作権表示に示される情報を含む。
- ② 著作物の著作者の名前その他これを特定する情報。
- ③ 著作物に対する著作権者の名前その他これを特定する情報。著作権表示に示される情報を含む。
- ④ 視聴覚著作物以外の著作物に実演が固定された実演者の名前その他これを特定する情報。ただし、ラジオおよびテレビ放送局による著作物の公の実演を除く。
- ⑤ 聴覚著作物について、クレジットを与えられた脚本家、実演家または監督の名前その他これを特定する情報。ただし、ラジオおよびテレビ放送局による著作物の公の実演を除く。
- ⑥ 著作物の使用の条件。
- ⑦ かかる情報または情報へのリンクを示す識別番号または識別記号。
- ⑧ 著作権局長が規則に定めるその他の情報。

(3) 禁止される行為

虚偽の著作権管理情報に関しては、著作権侵害を誘発し可能にし容易にしままたは隠蔽する意図をもって、①虚偽の著作権管理情報を提供することおよび②虚偽の著作権管理情報を頒布しまたは頒布のために輸入することが禁止される（(a)）。

著作権管理情報の除去・改変に関しては、著作権侵害を誘発し可能にし容易にしもしくは隠蔽することを知らずまたは過失によってこれを知らずに、①故意に著作権管理情報の除去・改変すること、②違法に除去・改変されたことを知らずにかかる著作権管理情報を頒布しまたは頒布のために輸入すること、および③違法に除去・改変されたことを知らずにかかる著作権管理情報の付された著作物またはその複製物を頒布し、頒布のために輸入しまたは公に実演することが禁止される（(b)）。

(4) 免責行為

- 政府の情報収集行為

合衆国政府または州政府が適法な捜査その他の情報収集のためには、著作権管理情報の保護に違反することが許される ((d))。

■ アナログ送信における一定の場合

アナログ送信において、著作権管理情報の保護違反を回避することが技術的に不可能であるかまたは不当な経済的負担を課すときは、一定の場合、著作権管理情報の保護違反することが許される ((e)(1))。

■ デジタル送信における一定の場合

デジタル送信において、著作権管理情報の保護違反を回避することが視聴覚的劣化または法令もしくは業界基準への抵触を生ずるときは、一定の場合、著作権管理情報の保護違反することが許される ((e)(2))。

(5) 制裁措置

制裁措置は、技術的手段の保護に関する民事的救済および刑事的制裁と同一である。

3. サービス・プロバイダの責任制限

(1) 規定条文

デジタル・ミレニアム著作権法 (202 条) は、現行の 1976 年著作権法に、第 512 条「オンライン素材に関する責任の制限」を新設して、ユーザーが引き起こす著作権侵害に関してサービス・プロバイダの責任制限を規定する。

ユーザーがサーバーに他人の著作物をアップロードした場合、サーバーを所有・管理するサービス・プロバイダは、サーバーへの著作物の複製について直接責任または寄与責任を問われる。直接責任を問われる場合 (Playboy Enterprises, Inc. v. Frena, 839 F.Supp. 1552 (M.D. Fla. 1993))、米国では賠償義務が故意過失を要件とする不法行為の効果ではなく著作権侵害の効果であるので、サービス・プロバイダは、ユーザーの行為について常に損害賠償義務を負うことになる。寄与責任を問われるとの解釈に立てば (Religious Technology Center v. Netcom On-Line Communication Services Inc., 51 PTCJ 115 (N.D. Cal 1995))、このような不合理は解消される。この規定は、立法的に後者の解決を採用したものである。

(2) 免責行為

サービス・プロバイダ ((k)) による以下の行為が著作権侵害を生ずる場合、一定の条件において、その著作権侵害に基づく損害賠償責任 (裁判費用請求権、弁護士費用請求権を含む) を免除する。

- ① 素材の送信、転送もしくは接続の提供またはその過程における素材の中間的かつ一時的な蓄積 ((a))
- ② システム・キャッシングにおける素材の中間的かつ一時的な蓄積 ((b))
- ③ ユーザーのアップロードした素材の蓄積 ((c))

④ 情報探知ツールによる素材へのリンク ((d))

ただし、以上のうち②ないし④の行為については、著作権者から一定の要件を備えた著作権侵害主張の通知を受けた場合には、速やかに素材を除去またはアクセスを解除することを要する。

(3) 侵害差止命令の内容

損害賠償責任の免除を受ける上記の行為であっても、裁判所の差止命令を受けるが、差止命令の内容は、侵害に当たる素材または侵害行為者へのアクセス提供を禁止する命令に限定される ((j))。

(4) 文書提出命令

改正法は、著作権者に対して、侵害者を特定するための情報をサービス・プロバイダから提出させることのできる制度を新設した ((h))。

すなわち、損害賠償責任の免除を受ける上記の②ないし④の行為について、著作権者が一定の要件を備えた著作権侵害主張の通知を行ったまたは行う場合には、著作権者は、裁判所書記官に対して、侵害者を特定するための情報の開示を求める文書提出命令をサービス・プロバイダに発行するよう求めることができる。文書提出命令を受けたサービス・プロバイダは、著作権者に対して、速やかに求められた情報を開示しなければならない。

4. コンピュータ・メンテナンスの責任制限

デジタル・ミレニアム著作権法 (302 条) は、現行の 1976 年著作権法第 117 条 (「排他的権利の制限—コンピュータ・プログラム」) を修正して、コンピュータの保守または修理を行う者がコンピュータにプログラムをロードすることによって RAM に複製物を作成する行為について責任の免除を規定する。

RAM へのロードによる著作物の電子的蓄積が複製に当たることは米国の判例法上肯定されているところである。したがって、コンピュータの保守業者がコンピュータを稼働させプログラムをロードすることは著作権侵害を生じるが、フェア・ユースにも当たらない (MAI Systems Corp. v. Peak Computer, 991 F.2d 511 (9th Cir. 1993))。かかる結果は、保守修理業における競争政策上好ましくないとの政策的判断から、責任免除が規定されることになった。

5. 船体のデザインの保護

(1) 規定条文

デジタル・ミレニアム著作権法 (502 条) は、現行の 1976 年著作権法に、「第 13 章 創作的なデザインの保護」を新設して、船舶船体のデザインの保護を規定する。

この規定は、各州が制定していた船体デザインのデッド・コピーを禁止する法律を連邦最

高裁が連邦特許法および連邦著作権法に抵触し無効であると判決 (*Bonito Boats Inc. v. Thundercraft Inc.*, 489 U.S. 141 (1989)) したことを契機にして、定められたものである。船体デザインは、表現であるがアイデアたる機能に拘束されており、平凡または不可避の表現として著作権の保護を受けることができない。また、船体デザインは新規性を必ずしも認められないので特許権 (意匠特許) の保護を受けることができない。この間隙を埋めるのがこの規定の目的である。

(2) 保護の内容

保護の対象は、手漕ぎボートより大きく長さ 200 フィートを越えない船の創作的な船体デザインである (1301 条(a), (b))。「創作性」が要件とされているが、新規性は要件とされていない。しかも、著作権法における「創作性」は、*Feist Publications, Inc. v. Rural Telephone Co., Inc.*, 499 U.S. 340 (1991) によって「当該著作物が当該著作者によって独立して作成された (*independently created*) ものであって、かつ、最低限度の創造性 (*minimal degree of creativity*) を持っていること」と解釈されているが、船体デザインの保護においては、「類似の物品に関する従来作品と区別可能な変形であって単に些細な改変以上のものを製作する創作者の創作的努力の結果であり、他の出所から写されていない場合をいう」と定義されており (b)(1)、また明示的に機能に不可避または平凡なデザインにも創作性を肯定している (1302 条(4), 1301 条(a) (2))。かかる創作性概念は、実は、*Feist* 判決以前における伝統的な創作性概念であり、部分的にはあるが *Feist* 判決を覆す試みとも解釈できよう。

禁止される行為は、保護される船体デザインを無断で複製した他の船体デザインを使用する物品 (イラストや絵は除かれる) を、①販売または業務上の使用のために、作成または輸入すること、および、②一定の要件 (1309 条 (b)) において、販売すること、または業務上の使用のために頒布することである (1308 条, 1309 条(a))。

船舶デザインが保護を受ける形式要件として、当該船舶デザインの公表後 2 年以内に、これを著作権局に登録することを必要とする (1310 条)。かかる登録をしなければ保護は失効する。

保護される船舶デザインには、デザイン表示を要するが、デザイン表示の欠如は保護を失わせるものではない。ただ、権利者から一定の書面による警告を受けるまで、権利侵害に対して救済措置が認められないにとどまる (1307 条)。

(3) 保護期間

船体デザインの保護は、当該船体デザインの公表または登録のいずれか早いときに始まり、10 年間の経過によって終了する (1304 条, 1305 条)。

なお、当該船体デザインに対して特許権 (意匠特許) が付与されたときは、この規定に基づく保護は終了する (1329 条)。

(4) 時限立法

船舶デザインの保護の規定は、デジタル・ミレニアム著作権法の制定日（1998年10月28日）から2年間の時限立法であり、この2年間の間にその効果の評価を行い船舶デザインの保護を継続するか否かが決定される（デジタル・ミレニアム著作権法504条、505条）。

6. その他

以上のほか、デジタル・ミレニアム著作権法は、著作権局長の機能・権限の明確化（401条）、1976年著作権法における権利制限規定の修正（402条ないし405条）、映画著作権譲渡に伴う債務引き受けの規定（406条）を定める。これらの解説は割愛する。

III. ソニー・ボノ著作権保護期間延長法

(1) 規定条文

1998年10月27日に制定された公法105-298号は、第1編と第2編からなり、第1編を「ソニー・ボノ著作権保護期間延長法」と呼ぶ。ソニー・ボノ著作権保護期間延長法（102条）は、1976年著作権法の関係規定（301条-304条ほか）を修正する。修正は、制定日（1998年10月27日）に発効した（106条）。

ソニー・ボノ著作権保護期間延長法は、EUが著作権の保護期間を著作者の死後70年に延長したこと（「著作権および特定の権連権の保護期間をハーモナイズする1993年10月29日の理事会ディレクティブ」）に対応するものである。EUは、死後70年の保護期間を相互主義によって外国の著作物にも適用する。米国は、EUマーケットにおいて米国人の著作物が20年の延長期間保護されることが国益に利するとの政策判断から、EUの相互主義の適用を受けるべくソニー・ボノ著作権保護期間延長法を制定したものである。

(2) 著作権の存続期間の延長

著作権の存続期間は、原則として著作者の死後50年であったが、これを著作者の死後70年に変更する。また、例外的に、職務著作物および無名・変名著作物の存続期間は、発行から75年（未発行の場合は創作から100年）であったが、これを発行から95年（未発行の場合は創作から120年）に変更する。1976年著作権法施行前に創作された著作物に対しては発行後75年の保護期間が与えられていたが、これを発行後95年の保護期間に変更する。

IV. おわりに

米国は、デジタル・ミレニアム著作権法の制定によって、特にアクセス・コントロールの保護によって、少なくとも現在考えられる情報社会の発展に必要な著作権的インフラの整備を完成させた。

他方、日本は、アクセス・コントロールの保護について、立法措置をとりつつある。すな

わち、アクセス・コントロールを民事的に保護する不正競争防止法の改正法案とこれを刑事的の保護する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」案である。しかし、理論的には、著作権法でアクセス・コントロールの保護を行わないところに疑問が残る。アクセス・コントロールが保護する利益は、詰まるところ、著作物の「使用」である。著作権法の歴史は、いわば「使用」の周辺行為を順次権利化してきた歴史であり、「使用」が著作権の核心である。「使用」を直截に権利化しなかったのは、「使用」を権利化してもこれを実行することが技術的に困難であったからである。アクセス・コントロール技術の発展により、これが可能となった以上、著作権は今後「使用権」創設に進むはずである。著作権の核心である「使用」を保護するアクセス・コントロールを著作権以外の法律で保護するという方向は、著作権法制上大きな誤りではないかと危惧する次第である。

以上